

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

板倉町長 様

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途変更
建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

- 1 行為の場所 板倉町
- 2 行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(1)行為の種別		建築物の建築・工作物の建設（新築・増築・移転）			
	(0)設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i)敷地面積			. m ²	
		(ii)建築又は建設面積	. m ²	. m ²	. m ²	
		(iii)延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²	
		(iv)高さ・階級 ・地盤面から . m ・地上 階・地下 階	(v)用途			
			(vi)かき又はさくの構造		. m	. m
(vii)建築物の意匠	屋根の色	外壁の色				
(3)建築物等の用途変更		(1)変更部分の延べ面積 m ²	(0)変更前の用途	(A)変更後の用途		
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容				
(5)木竹の伐採		伐採面積 m ²				

外壁等後退距離 (※各最短距離を記載)	道路境界より . m	<input type="checkbox"/> 例外規定に該当（該当する場合は✓） ※ 例外規定については裏面参照
	隣地境界より . m	

届出必要書類	届出書 2部 (添付書類 … 位置図・配置図・立面図・平面図) ※かき・さく等設置の場合 … 位置図・配置図・立面図
--------	--

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区画について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

連絡先 住所
氏名

電話番号

届出の必要な行為

行為	内容説明
1. 土地区画形質の変更	土地を造成したり、形状や面積を変えたりするとき
2. 建築物の建築 又は工作物の建設	建築物（家屋、車庫、物置等）や工作物（かき、さく、擁壁、門、広告物、看板等）を設置するとき
3. 建築物等の用途変更	建築物等の用途を変更するとき
4. 建築物等の形態 又は意匠の変更	建築物等の外壁や広告物、看板の色彩、かき、さく等の構造を変更するとき

届出の必要な書類 【2部（正副）提出】

届出書	地区計画の区域内における行為の届出書 地区計画の区域内における行為の変更届出書（変更があった場合のみ）
添付書類	届け出る行為により異なります（下記参照）

添付書類

行為の種類	図書	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	位置図	任意	方位、道路、周辺の公共施設等表示。
	設計図	1/100以上	
建築物の建築又 は工作物の建設	位置図	任意	方位、道路、周辺の公共施設等表示。
	配置図	1/200以上	道路・隣地各境界線から外壁（ ^柱 ではなく ^面 ）までの距離を記入。
建築物等の 用途変更	立面図	1/100以上	建築物・工作物の大きさや色彩は、着色表示。
	平面図	1/100以上	建築物の場合は各階平面図。
かき・さく等 の設置	位置図	任意	建築物等と同時に届出の場合は添付不要。ただし、配置については、建築物等の配置図に表示すること。
	配置図	1/200以上	
	立面図	任意	構造、色彩、緑化は着色表示又、道路からの縦断勾配がある場合は、高さの最大値・最小値を表示。
建築物等の形態 又は意匠の変更	位置図	任意	方位、道路、周辺の公共施設等表示。
	配置図	1/200以上	道路・隣地各境界線から外壁（ ^柱 ではなく ^面 ）までの距離を記入。
	立面図	1/100以上	建築物・工作物の大きさや色彩は、着色表示。

例外規定

板倉ニュータウン地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第6条別表第3
(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下であるもの
(2) 出窓等で、外壁又はこれに代わる柱の中心線からの長さの合計が3m以下のもの